

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律等の公布について(通達)

平成28年12月14日 警察庁丙生企発第128号、丙保発第23号、警察長生活安全局長から各都道府県警察の長宛て、(参考送付) 庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長

【凡例】

「 法 」 …ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

「改正法」…ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）

「新法Ⅰ」…改正法第1条の規定による改正後の法

「新法Ⅱ」…改正法第2条の規定による改正後の法

「規則」…ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）

「改正規則」…ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第25号）

「新規則」…改正規則による改正後の規則

第1 改正の経緯及び趣旨

平成25年7月に公布されたストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第73号）附則第5条において、ストーカー行為等の規制等の在り方について、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとされるとともに、政府は、当該規制等の在り方について検討するための協議会の設置等により、当該検討に当たって適切な役割を果たすものとする事とされたことを受け、警察庁では、有識者や被害者関係者等から成る「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催し、平成26年8月、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」を取りまとめた。

改正法は、当該報告書の内容を踏まえ、規制対象行為の拡大、禁止命令等の

制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、罰則の見直し等の措置が講ぜられたものである。

第2 改正法の概要

1 改正法第1条関係（※公布の日から起算して20日を経過した日から施行）

(1) 規制対象行為の拡大等（新法I第2条関係）

ア 住居等の付近をみだりにうろつく行為

住居等の付近をみだりにうろつく行為が「つきまとい等」の対象行為に加えられ、規制の対象とされた。

イ 連続して電子メールの送信等をする行為

(ア) 既に、拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信することが「つきまとい等」とされているが、これに加え、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）で電子メール以外のものの送信を行うこと、及び特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為が、「つきまとい等」の対象行為に加えられ、規制の対象とされた。

「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」とは、具体的には、LINE、Facebook、twitter等のSNSメッセージ機能等を利用した電気通信がこれに該当し、「特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為」とは、具体的には、被害者が開設しているブログ、ホームページ等への書き込みや、SNSの被害者のマイページにコメントを書き込む行為等が該当すると解される。

(イ) ストーカー行為の定義において、これらの「電子メールの送信等」をする行為については「身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような

方法」により行われる場合に限るものとされた。

ウ 性的羞恥心を害する電磁的記録等の明記

従来、特定の者の性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、又はその知り得る状態に置くことが「つきまとい等」とされており、これに特定の者の性的羞恥心を害する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くことが含まれると解されていたところ、規定上明記された。

(2) ストーカー行為等に係る情報提供の禁止（新法Ⅰ第7条関係）

何人も、ストーカー行為又は法第3条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならないものとされた。

(3) ストーカー行為等の相手方に対する措置及びストーカー行為等の防止に資するための措置

ア 職務関係者による配慮等（新法Ⅰ第9条関係）

(ア) ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないものとされた。

(イ) 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとされた。

(ウ) 国、地方公共団体等は、(ア)及び(イ)のほか、その保有する個人情報等の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされた。

イ 国及び地方公共団体の支援（新法Ⅰ第10条関係）

国及び地方公共団体が努めるべき支援に、ストーカー行為等の相手

方に対する民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮が加えられた。

ウ 調査研究の推進（新法Ⅰ第11条関係）

国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされた。

エ ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置（新法Ⅰ第12条関係）

国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならないものとされた。

- (ア) ストーカー行為等の実態の把握
- (イ) 人材の養成及び資質の向上
- (ウ) 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発
- (エ) 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

(4) 罰則の見直し（新法Ⅰ第18条から第20条まで関係）

ア ストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を1年（現行6月）に、罰金刑の上限を100万円（現行50万円）に、それぞれ引き上げるとともに、告訴がなければ公訴を提起することができないこととしている規定が削られ、親告罪ではなくなった。

イ 禁止命令等（法第5条第1項第1号に係るものに限る。以下イ及びウにおいて同じ。）に違反してストーカー行為等をした者及び禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことによりストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を2年（現行1年）に、罰金刑の上限を200万円（現行100万円）に、それぞれ引き上げられた。

ウ イのほか、禁止命令等に違反した者に対する刑事罰について、現行の50万円以下の罰金が、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に引き上げられた。

2 改正法第2条関係（※公布の日から起算して6月を経過した日から施行）

(1) 禁止命令等の制度の見直し

ア 警告前置の廃止（新法Ⅱ第5条第1項関係）

従来、禁止命令等は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為をした場合にすることができることとされていた（警告前置）が、警告前置が廃止され、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第3条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、禁止命令等を行うことができることとされた。

イ 緊急時の禁止命令（新法Ⅱ第5条第3項関係）

公安委員会は、法第3条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときであって、当該行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により（当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で）、禁止命令等を行うことができることとされた。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して15日以内（当該禁止命令等をした日から起算して15日以内に新法Ⅱ第5条第4項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあっては、当該通知が到達したものとみなされる日から14日以内）に行わなければならないこととされた。

ウ 禁止命令等の有効期間（新法Ⅱ第5条8項及び第9項関係）

(ア) 禁止命令等の効力については、従来定めがなかったが、禁止命令等をした日から起算して1年とすることとされた。

(イ) 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、(ア)の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する法第3条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を1年間延長することができることとされ、当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とすることとされた。

エ 仮の命令の制度の廃止（法第6条関係）

仮の命令の制度は、廃止することとされた。

(2) 公安委員会の事務の委任（新法Ⅱ第17条関係）

ア 公安委員会の法に係る権限に属する事務は、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長に行わせることができることとされた。

イ 方面公安委員会は、新法Ⅱ第15条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、アの事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができることとされた。

3 施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法は、公布の日から起算して20日を経過した日（4において「20日施行日」という。）から施行することとされた。ただし、2、4(3)・(4)及び5(1)に係る規定は、公布の日から起算して6月を経過した日（4及び第4-3において「6月施行日」という。）から施行することとされた。

4 経過措置

(1) 罰則に関する経過措置（改正法附則第2条関係）

20日施行日前にした法第2条第2項に規定するストーカー行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされた。

(2) 条例との関係（改正法附則第3条関係）

地方公共団体の条例の規定で、法で規制する行為で、かつ、法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、改正法の施行と同時に、その効力を失うものとされ、この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によることとされた。

(3) 禁止命令等に関する経過措置（改正法附則第4条関係）

次に掲げる命令の効力については、6月施行日から起算して1年を経過する日までとすることとされた。

○ 6月施行日までにした禁止命令等

○ 20日施行日までに禁止命令等を受けた者に対し、当該命令に係る法第3条の規定に違反する行為について6月施行日から起算して1年以内にした禁止命令等

(4) 仮の命令に関する経過措置（改正法附則第5条関係）

6月施行日までにした仮の命令については、改正法第2条による改正前の法第6条第2項から第11項の規定が、所要の読替えがなされた上で、6月施行日以降もなおその効力を有することとされた。

(5) その他の経過措置（改正法附則第7条関係）

(1)から(4)までのほか、改正法の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は政令で定めることとされた。

5 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正（改正法附則第6条関係）

(1) 公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の規定による許可を受けようとする者が、新法Ⅱ第5条第9項の規定による禁止命令等の延長の処分を受けた日から起算して3年を経過していない者についても、当該許可をしてはならないこととされた。

(2) 改正法第1条の規定の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととされた。

第3 改正規則の概要

改正法第1条の規定の施行に伴い、規則及び行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）において法の条文を引用している部分について、所要の規定の整備を行うこととされた。

第4 留意事項

1 改正法の内容に関する関係職員への周知徹底

今回の改正は、法の規制対象行為の拡大や罰則の見直しがなされることなどから、その適用を誤ることのないよう、当該改正の内容について関係警察職員に対する周知を徹底すること。

2 決議の趣旨を踏まえた対応

改正法の成立に際し、参議院内閣委員会において、「ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議」がなされていることから、改正法の施行に当たっては、関係機関等との連携を図りつつ、その趣旨を十分に尊重した対応に努められたいこと。

3 その他

6月施行日から施行される禁止命令等の制度の見直し及び公安委員会の

事務の委任に係る規定等の留意事項については、追って指示する。